

伊佐市監査委員告示第 15 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等及び所管課の監査を実施したので、同条第 9 項並びに伊佐市監査委員条例第 8 条第 1 項の規定によりその結果を公表する。

令和 6 年 9 月 19 日

伊佐市監査委員 宮原 孝文

伊佐市監査委員 岩元 努

1 監査の基準

この監査は伊佐市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 監査対象団体 | 伊佐市観光特産協会 |
| (2) 対象補助金 | 令和 5 年度 伊佐市観光特産協会運営補助金 |
| (3) 所管課 | 地域振興課 |

4 監査の着眼点

財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行について、補助対象事業が補助の目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、監査の対象となった補助金が伊佐市補助金等交付規則に準拠し事務処理が適正に行われているか、補助目的に沿った執行及びその効果について、関係書類の提出を求め、職員や関係者の説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

伊佐市役所 大口庁舎大会議室

(2) 日 程

令和 6 年 9 月 6 日（金） 午前 9 時 30 分～

7 監査の結果

伊佐市観光特産協会

この補助金は、伊佐市観光特産協会を市の観光特産振興を担う重要な機関と位置づけて、協会が行う観光事業・特産品事業の振興・発展を目的とした事業の円滑な運営を推進するため、運営に係る人件費やイベント事業・販売事業・広報事業などの事業費に対して補助をしている。

監査の結果、補助金の公益上の必要性や事業目的、補助金の積算根拠など補助金の支出に関し適正に実施されており、また、伊佐市補助金等交付規則に基づき概ね良好に事務処理されていることを認めた。